

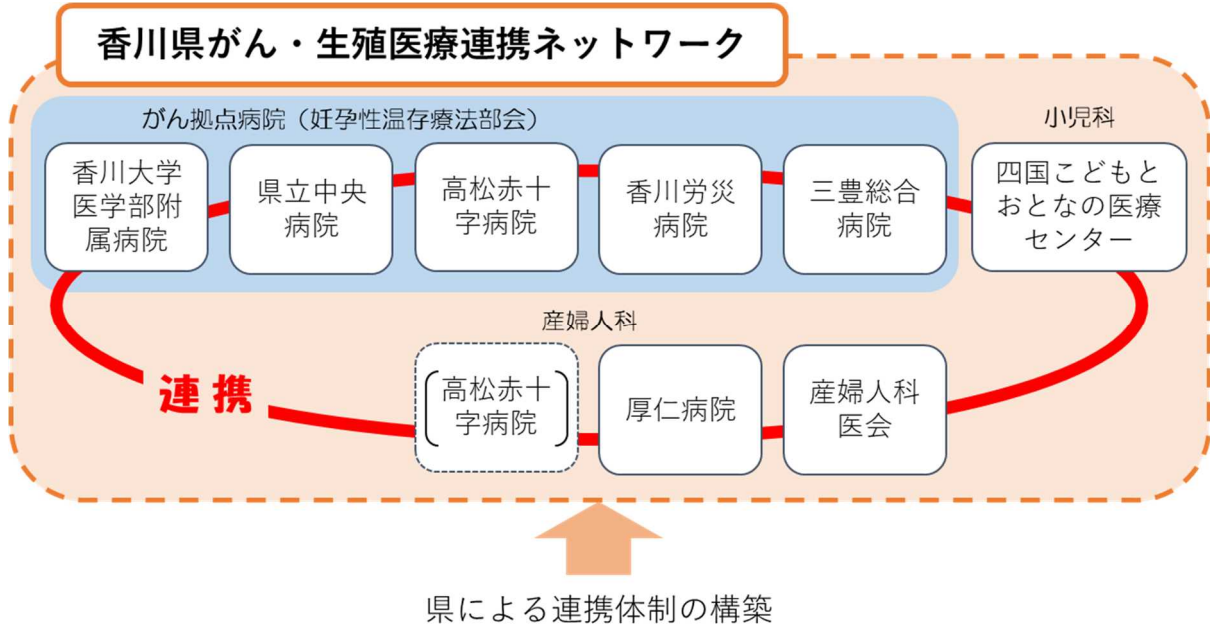
香川県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業について

1 事業の概要

- ・県では、令和3年度から従来の助成制度に代えて、国の事業を活用した「香川県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」を実施し、患者が妊孕性温存治療に要した費用の一部を助成している。(次ページ参照)

2 香川県がん・生殖医療連携ネットワークの構築について

- ・本事業では、国の実施要綱で、都道府県が、がん治療を行う医療機関、妊孕性温存療法を行う医療機関及び当該都道府県の連携体制（がん・生殖医療連携ネットワーク体制）を構築することが要件とされている。
- ・このため、県では、がん治療・生殖医療それぞれの実施医療機関等による「香川県がん・生殖医療連携ネットワーク」を構築し、対象者が適切な妊孕性温存療法を受けられる体制整備と、相談支援体制の確保に向けて連携を図ることとしている。



※がん拠点病院については、香川県がん診療連携協議会に「妊孕性温存療法部会」を設置し(予定)、がん患者への必要な支援等に向けて連携を図る。

香川県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性（にんようせい）温存療法研究促進事業の概要

令和3年4月1日から開始された国の事業に準じて、「香川県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」を開始しました。県では、将来、子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代の患者さんが将来に希望を持って治療に取り組めるよう支援するため、生殖機能を温存する治療（妊孕性温存治療）に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、臨床データ等に基づく有効性・安全性の高い妊孕性温存療法の普及等に取り組めます。

1 対象となる妊孕性温存療法に係る治療

県が指定する指定医療機関で令和3年4月1日以降に行う、次の治療を対象とします。

- ・胚（受精卵）凍結に係る治療
- ・未授精卵子凍結に係る治療
- ・卵巣組織凍結に係る治療
- ・精子凍結に係る治療
- ・精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療

□指定医療機関

今後、日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会の認定を待って指定を進めていく予定です。（令和3年度中に指定を受けた医療機関は、令和3年4月1日から指定を受けていたものとみなします。）

2 対象者

次の①～④の条件をすべて満たす方とします。

- ① 「1 対象となる妊孕性温存療法に係る治療」に定める治療の凍結保存時に香川県内に住所を有し、43歳未満の方。
- ② 対象となる原疾患の治療内容について、以下のいずれかに該当する方。
 - ・「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
 - ・長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等
 - ・造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
 - ・アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等
- ③ 指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- ④ 指定医療機関から、妊孕性温存療法を受けること及びこの事業に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を受けて、この事業に参加することについて同意できる方

※子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除きます。また、②の治療前を基本としていますが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とします。

※対象者が未成年の場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者又は未成年後見人による同意を得る必要があります。

3 助成対象費用

妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用

※入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外となります。

※この事業の対象となる費用について、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づく助成を受けている場合は、本事業の助成の対象外とします。

4 助成額

治療毎の1回あたりの助成上限額については、下記の表の通りとします。

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
胚(受精卵)凍結に係る治療	35万円
未受精卵凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療	40万円
精子凍結に係る治療	3万円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

5 助成回数

対象者一人に対して通算2回までとします。

6 申請時期

妊孕性温存療法に係る費用の支払日の属する年度内に申請してください。

※妊孕性温存療法実施後、期間を置かず原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができます。

7 制度の問合せ、申請書の提出先は

香川県 健康福祉部 子ども政策推進局 子ども家庭課 (県庁本館17階)

〒760-8570 高松市番町4-1-10 ☎087-832-3285

8 申請に必要な書類は

(詳細は、県庁子ども家庭課☎087-832-3285にお問い合わせください。)

- ① 香川県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書(様式第1-1号)
- ② 香川県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書(妊孕性温存療法実施医療機関)(様式第1-2号)
- ③ 香川県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書(原疾患治療実施医療機関)(様式第1-3号)
- ④ 住民票の写し(原本)(申請時に香川県内に住所を有することが確認できる書類)
※発行から3月以内の原本で、マイナンバーの記載のないもの
- ⑤ 助成金請求書
請求者、口座振込名義人は申請者と同一人としてください。

9 申請書類のダウンロード

(申請書類は、県子ども家庭課、県保健所にもあります。)

ウェブサイトで「香川県 妊孕性温存療法研究促進事業」と検索し、香川県のホームページ「香川県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の概要」から申請書類をダウンロードできます。

10 経過措置

: 令和3年3月31日までに実施した治療については、従前の制度の適用となりますので、詳細は香川県子ども家庭課までお問い合わせください。